

第80回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年1月24日（水） 午後2時30分から午後3時35分
 開催場所 姫路市役所 本館10階 大会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林 隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田 静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	欠席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席	○	
14	小林弘行	出席	○	
15	吉田勝博	欠席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田靡仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 畑地転換届について
- 報告第1号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 合意による解約等の通知について
- 報告第4号 県許可案件の許可状況について

(令和6年1月24日 午後2時30分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第80回総会を開催致します。

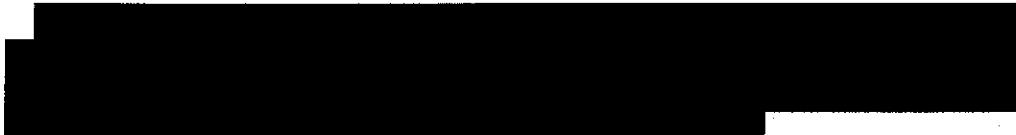
【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中17名の出席で過半数に達しております。会議は成立しております。なお、飯塚祐樹委員、吉田勝博委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を橋本静枝委員と小林弘行委員にお願いいたします。



それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1)を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が2件提出されております。

1番です。

安富町三森の畠[REDACTED]につきまして、「平成3年以前より、山林となっている」との申請です。

2番です。

豊富町神谷の田、畠[REDACTED]につきまして、「平成10年以前より、竹林となっている」との申請です。

現況は、どちらも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ており

ません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P1～P3）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

7番の案件でございますが、耕作面積 [REDACTED] は太子町の耕作面積をあわせたもので、姫路市内ののみの耕作面積としては [REDACTED] となりますので、訂正をお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、12件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

8番と12番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、1番2番が24kmであるほかは、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から6番につきましては、現在耕作面積が0m²の新規農家の方の案件です。

1番2番です。

北条梅原町の [REDACTED] が、林田町山田の田 [REDACTED] につきまして、父である [REDACTED] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。

農業を始めることとなった動機としましては、[REDACTED]

とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0m²ですが、北西部地区農政協議会では「農業経験のある父から指導を受けながら承継するため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

林田町松山の田 [REDACTED] につきまして、林田町松山の [REDACTED] が、[REDACTED] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「ブルーベリー」となっております。

農業を始めることとなった動機としましては、[REDACTED]

[REDACTED]とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0m²ですが、北西部地区農政協議会では「現に申請地を管理しており、果樹栽培で面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4番です。

安富町名坂の畠[REDACTED]につきまして、安富町名坂の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。

農業を始めることとなった動機としましては、[REDACTED]

とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0m²ですが、北西部地区農政協議会では「自宅に隣接しており、自家消費用の野菜栽培で面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

5番です。

飾東町佐良和の田[REDACTED]につきまして、花田町小川の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。

農業を始めることとなった動機としましては、[REDACTED]

とのことです。

なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

6番です。

御国野町深志野の田[REDACTED]につきまして、御国野町深志野の[REDACTED]が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。

農業を始めることとなった動機としましては、[REDACTED]

とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が0m²ですが、北東部地区農政協議会では「面積の小さい野菜畠で農業経験の十分ある父も関わることから、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

7番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

7番です。

余部区上余部の田[REDACTED]につきまして、余部区上川原の[REDACTED]が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

8番です。

勝原区山戸の田[REDACTED]につきまして、勝原区山戸の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「大根、さといも等と水稻」となっております。

9番です。

林田町上伊勢の田[REDACTED]につきまして、林田町上伊勢の[REDACTED]が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

10番です。

御国野町深志野の田[REDACTED]につきまして、御国野町深志野の[REDACTED]が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。

豊富町豊富の田[REDACTED]につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]が、[REDACTED]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

12番です。

四郷町本郷の田[REDACTED]につきまして、白浜町乙の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は[REDACTED]になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

[REDACTED]

議長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、各地区協議会の意見では、1番2番と3番と4番と6番につきましては聞き取り調査を省略する、5番につきましては聞き取り調査を行う、ということでしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

各委員

[REDACTED]

議長

特にないようですので、それでは、5番につきまして聞き取り調査を行う、ということで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、5番につきまして新規農家の聞き取り調査を行ふこととします。

それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P4)を説明する。

[農地法第4条の規定による許可申請について]

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

調整区域の豊富町豊富の田[REDACTED]につきまして、「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]となっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

現況はすでに「露天駐車場」となっております。このことにつきまして始末書が添付されております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

この案件は一部転用ということですが、残った面積はどうされるのでしょうか。

事務局

農地として残す計画です。

議長

他に何か、ありますか。

各委員

・・・。

議長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第53条の協議及び確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号（P5～P7）を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。8番から11番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。また、6番でございますが、隣接農地の同意書が追加で1名分提出されましたので、同意なしは11人中1人となっています。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、9件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

1番から5番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町前之庄の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「賃借権で借り受けて、露天駐車場及びテナントを設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積が40%超の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]計画となっております。

2番です。

夢前町勘野の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]となっております。

3番です。

夢前町勘野の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]計画となっております。

4番です。

夢前町菅生瀬の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「使用貸借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積が40%超の「第3種農地」に該当すると考えております。現況はすでに「カーポート付き駐車場」に転用済みとなっており、のことにつきまして始末書が添付されております。

5番6番です。

[REDACTED]が、夢前町寺の田[REDACTED]及び御国野町深志野の田[REDACTED]につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、どちらも住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、どちらも[REDACTED]となっております。また、6番につきましては、あわせて資材置場兼保守スペースについても確保する計画となっております。

なお、6番につきましては11人の隣接農地の所有者及び耕作者のうち1人の同意書の添付がありませんが、同意の押印がもらえない理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものであるとして、代わりに疎明書が提出されております。疎明書を朗読いたします。

《疎明書を朗読》

[REDACTED]
疎明書の提出を受け、事務局において現地確認しましたが、この隣接農地については耕作されている様子はありませんでした。

7番です。

豊富町御蔭の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]

[REDACTED]計画となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、河川等占用許可申請、法定外道路改築許可申請を手続き中です。

なおこの案件、転用面積が1,000m²を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

12番です。

船津町の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「使用貸借権で借り受けて、住宅を建て露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必

要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]

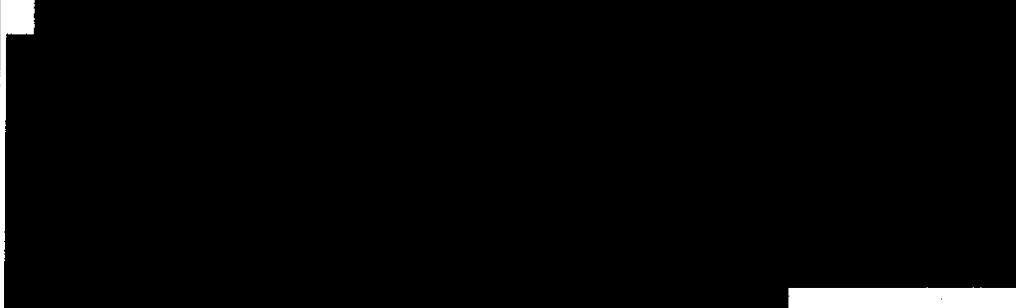
[REDACTED]計画となっております。

13番です。

香寺町溝口の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]となっております。

この案件につきましては3人の隣接農地の所有者及び耕作者のうち2人の同意書の添付がなく、また関係水利権者並びに農区長等の同意書の添付もありませんが、同意の押印がもらえない理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものであるとして、代わりに疎明書が提出されております。疎明書を朗読いたします。

《疎明書を朗読》



のことについて、事務局においても現地確認を行い、農会長及び地区農業委員にも状況を確認し、このとおりであることを確認しております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第53条の協議及び確認について〕

続きまして、農地法施行規則第53条の協議及び確認について、ご説明いたします。

電気事業者により送電用の施設を設置する場合は、農地法第5条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当することの確認願として1件提出されております。

調整区域の別所町別所の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「賃借権で借り受けて、送電線鉄塔建替工事として一時的に利用したい」との転用申請です。転用期間は、令和7年3月31日までとなっております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]計画となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

なお、関係水利権者並びに農区長及び隣接農地の所有者並びに耕作者の同意書の添付がありませんが、「工事用借地に隣接する農地は現在耕作されておらず、農区長にも確認の結果、工事に伴う周囲への影響はないと考えており、隣接同意は不要と判断します。」とのことです。

のことにつきましては、事務局において農区長に確認を行い、工事について同意している旨を確認しております。なお、隣接農地の同意につきましては、後日、農区長からの求めに応じ全員に電話で説明を行い、承諾をもらった旨の連絡を申請者から受けております。地区担当委員からは、現地調査を行い関係者から意見を聴いて、特に問題点はみあたらない旨の報告をいただいてお

ります。

この事業計画につきましては、事務局においてすでに県と協議しており、県から許可不要である旨を確認していただいております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

有難うございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

・・・。

それでは、承認することでよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

次に、議案第5号「畠地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号（P8）を説明する。

〔畠地転換届について〕

畠地転換届について、この度は、1件の届出が出ております。

調整区域の林田町上伊勢の田[]につきまして、[]から「水利の便が悪く、水稻耕作に適さないため」との届出です。現況は、すでに「畠」となっております。

担当委員から「農地として適正に造成されていると判断される」との意見を頂いております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

・・・。

それでは、承認することでよろしいでしょうか。

異議なし。

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P9）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、12月8日から1月4日の間に受け付けたもの、6件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、確認といたします。

次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P10～P14）を説明する。

[農地法第5条の規定による届出の専決について]

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、12月8日から1月4日の間に受け付けたもの25件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

委員

16番と19番について、面積が [REDACTED] で転用目的が住宅ですが、状況を説明してもらえますか。

事務局

この案件については、この2筆と他の宅地とあわせて [REDACTED] に木造2階建住宅1棟を建てるとのことです。

議長

ほかに、なにかございますか。

委員

妻鹿の案件ですが、現場は以前からジャングル状態でした。この度まとめて転用されると聞いて、地元では大変喜んでいます。

議長

ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、確認といたします。

次に報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P14～P17）を説明する。

[合意による解約等の通知について]

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が8件、使用賃借契約の解約の通知も8件ございました。

うち、利用権に該当するものは7件で、中間管理事業に該当するものは5件です。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、1件が「貸付地の一部無償譲渡」となっておりますほかは、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですね。

次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P17~P19)を説明する。

[県許可案件の許可状況について]

県許可案件の許可状況について、12月において16件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。確認をお願いします。

以上で、本日の議題は、すべて終了しました。

全体を通して、何かございますか。

・・・。

各委員

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時35分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 麻 仁 志

(署名委員)

橋 本 静 枝

(署名委員)

小 林 弘 行
